

第13回裁判 原告52人、支援者・弁護士合わせて131人が参加

新・人間裁判の第13回口頭弁論は12月20日(水)13時30分から札幌地方裁判所で行われました。先立って地裁前で集会が行われ、裁判終了後、札幌市教育文化会館で報告集会が行われました。参加者は152人でした。



地裁前で行われた集会では、原告を代表して高橋昭三郎さん(札幌市東区・写真下・左)、堀田美千子さん(札幌市西区・同中)、後藤正澄さん(小樽市・同右)が決意表明を行いました(次号以降で紹介します)。



また、北海道社会保障進協議会の沢野天事務局長が、「裁判も4年目に。みなさんの闘いは、国民の最低生活の基準を守る闘いでもあります。そこが理解されれば支援の輪は広がります。これからも共に頑張っていきましょう」と激励の挨拶をしました。



この日の意見陳述は上野正之さん(札幌市北区・写真右上・左)、高坂千秋さん(札幌市

西区・同右)、(陳述は次号以降で紹介し(す)が行いました。



裁判終了後、教育文化会館で報告会

開会の挨拶で大賀浩一共同代表は、「今回の陳述人はとてもハキハキしていて、内容的にも厳しい経過を堂々と話していました。裁判官もうなずいており、よく聞かれていると思います」と述べました。



続いて後藤昭治原告団長は、全生連の11月の政府交渉に参加し、白石区の資産調査・収入認定を例に札幌市で274件の停止・廃止が行なわれたことを報告、「調査せよ」と強く要望してきた経過を報告しました。



内田信也弁護団長は「生活保護基準の5年ごとの見直し時期を迎え、又しても引き下げようと。見直しの度に引き下げられてはたまりませんので、この裁判、何がなんでも勝利しなければいけません!」と訴えました。



渡辺達生弁護団事務局長は「全国の裁判の足並みを揃え、何で判決を取ろうか、足りない論点は無いかを調整しています。北海道では原告全員の個人調書を作成し、承認尋問に向かって行きます」と述べました。



細川久美子原告世話人代表は、「周りで人間らしい生活が出来ていない人がいたら、生活保護うけませんかと声をかけていきましょう、それがバッシングや情勢を変える力になっていきます」と呼びかけました。

